|  |  |
| --- | --- |
| 熱損失防止改修等住宅(専有部分) | に対する固定資産税の減額申告書 |
| 特定熱損失防止改修等住宅(専有部分) |

年　　月　　日

古　河　市　長　宛て

納税義務者

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　　所 | 〒 |
| 氏名・名称（自署又は記名押印） |  | 印 |
| 電話番号 | －　　　　　　－ |
| 個人・法人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　下記家屋について、

地方税法附則第15条の９第９項、第10項に規定する熱損失防止改修等住宅(専有部分)に対する

地方税法附則第15条の９の２第４項、第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅(専有部分)に対する

固定資産税の減額の適用を受けるため、次のとおり申告します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 家　　屋　　の　　所　　在 | 家屋番号 | 種　　　　　類 | 構　　　　　造 |
|  |  |  |  |
| 床面積(うち居住部分) | 建　築　年　月　日 | 登　記　年　月　日 | 改修工事完了年月日 |
| ㎡(　　　　　㎡) | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |
| 熱損失防止改修等工事費用等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円(国又は地方公共団体からの補助金等を差引した60万円超が対象) |
| 内訳 | 断　熱　改　修　工　事 | そ　の　他　の　工　事　 |
| 円 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| □ 窓の断熱改修工事（必須）□ 床の断熱改修工事□ 天井の断熱改修工事□ 壁の断熱改修工事 | □太陽光発電装置設置工事□高効率空調機設置工事□高効率給湯器設置工事□太陽熱利用システム設置工事 |
| 工 事 完 了 か ら ３ ヵ 月 を 経 過 し た 後 に 、 申 告 書 を 提 出 し た 場 合 の理 由 |
|  |

《添付書類》は裏面参照

《添付書類》

□ 増改築等工事証明書

※ 証明書は、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行しています。

□ 熱損失防止改修等に要した費用を証する領収書の写し（60万円超）とその内訳が確認できる書類

（断熱改修工事に係る費用が60万円超、又は断熱改修工事に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置に係る工事費用と合わせて60万円超）

□ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第６条、第９条又は第13条に規定する通知書の写し（改修工事により認定長期優良住宅になった場合のみ）